

議案第 16 号

三宅町個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町個人情報保護審査会条例（令和 5 年 3 月三宅町条例第 9 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日提出
三宅町長 森田 浩司

三宅町個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

三宅町個人情報保護審査会条例（令和５年３月三宅町条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１５条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第２条第６項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第２条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

２ この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第２条の規定による改正前の刑法

（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

三宅町個人情報保護審査会条例（令和5年条例第9号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（罰則） 第15条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 附則第1条（略） 第2条（略） 1～5（略） 6 第3項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は3万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第15条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 附則第1条（略） 第2条（略） 1～5（略） 6 第3項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は3万円以下の罰金に処する。